

「もしも」の広場

私たちの住む日本は、平均寿命が八十歳、健康寿命が七十歳を超える超高齢化社会になっています。これを背景の一つとして、元気で時間的に余裕のあるうちに「逝き方」やその準

お墓について考えていますか？

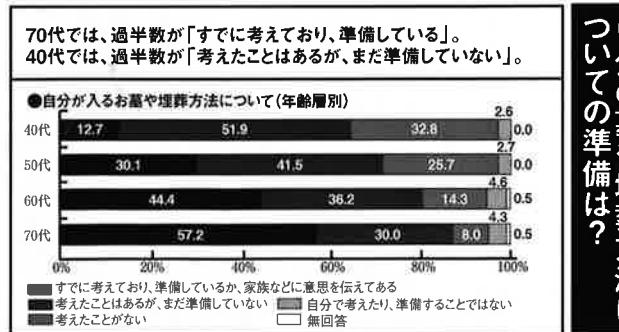


(VOL.16)

最近の終活相談の中でのお墓に関するものは、大きく分けて二つあります。一つ目は散骨葬や樹木葬や手元供養(遺骨をペンドラントやアクセサリーに納める。遺骨でそれらを創る)のように、従来とは異なり「お墓に入らない(納骨しない)供養方法」に関する相談。二つ目は「永代供養(永代墓)や『墓じまい』」に関するものです。なぜ、こうした相談が増えたのでしょうか。

第一生命経済研究所の調査によると、自分の墓や埋葬方法についての準備状況は、四十代では12.7%が「すでに考へております」準備しているか、家族などに意思を伝えているで、これは五十代、六十代と年齢層が上がるにつれてその割合が増加し、七十代では57.2%と過半数が準備等をしていることが分

次に、「先祖のお墓を守る」ということについて見ていきます。

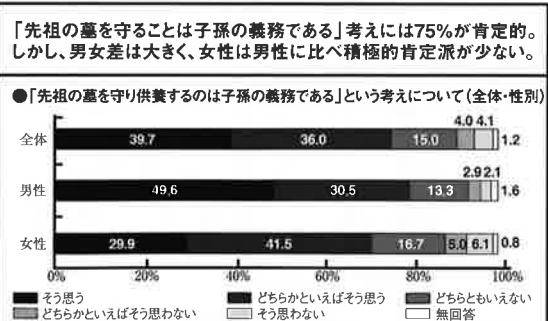


かります。また、「考えたことはあるが、まだ準備はしていない」人は四十年代でも51・9%で、年齢層を問わず過半数の人が自分の墓について「考えたことぐらいはある」ということが分かります。

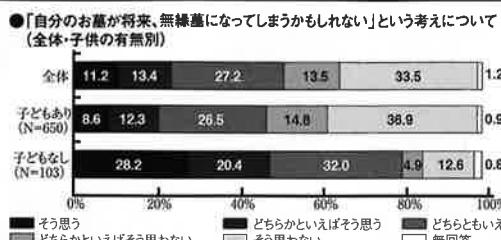
ただし性別で分けると男性の積極的な肯定派は49.6%に対し、女性の肯定派は29.9%しかおらず、20ポイント近くの開きがあります。特に女性の側は「死ん

先ほどと同じ調査で「先祖の墓を守り供養するの子孫の義務である」という考えに肯定的な人は75.7%で、否定的な人の8.1%を大きく上回りました。

先祖の墓を守るのは子孫の義務か？



4人に1人は、「将来自分の墓が無縁墓になる」可能性を感じている。また、子どもがいてもいる人も多い。



自分の墓が無縁墓になる可能性は？

「先祖の墓を守り供養するのは子孫の義務である」という考えについて(全体・性別)

「先祖の墓を守る」ことを必ずしも肯定しない人の中から、新たな方法としての「散骨・樹木葬・手元供養」という選択肢が生まれ、それについて知りたいという相談が出てきたということが、この調査から読み取れます。

さらにこの調査では「自分の墓が無縁墓（誰も供養しない）」になる可能性についても尋ねています。

ただし性別で分けると男性の積極的な肯定派は49.6%に対し、女性の肯定派は29.9%しかおらず、20ポイント近くの開きがあります。特に女性の側は「死ん

なったままかも知れない」と考える人は24.6%で、四人に1人はその可能性を感じています。子供がない人は「無縁墓にはならない」と感じるのは当然と言えば当然ですが、子供がいる人でも「無縁墓にはならない」と考えられる人は半数程度で、多い人は「無縁化を意識している」とあります。少子化が「永代供養（永代墓）」の相談を生み出す要因になつているとされています。さらに少子化の影響は、「墓じまい」にも繋がっています。たとえば一人っ子同士の結婚によって、それぞれの先祖（家の）の墓を守るのが難しく、「二つの家の墓を一つにできないか」「どちらかの墓を更地に戻せないか」といった現実的な相談へと結びついているのです。

老後をいかに過ごすのかというライフデザインをさらに延長し、「自分はどうのよう終末期医療を受けるべきか」「どのような葬送をするのか」といったことを主体的に行う終活を行う人が

余談になりますが、散骨や樹木葬・手元供養、永代供養などは以下のようないくつかの問題点も指摘されています。

- 手元供養：手元供養の品は、絶対に本人独りではできないことです。これまで護、葬送・供養といったことから死に関わる介護や看護、葬送・供養といったことの日本社会では、家族や子供がそれを担つてきました。ですが、家族のありようが変化し、「子供に頼りたくない・迷惑をかけたくない」とか「子供がない」という状況が増えてきて、葬送に関する意識が増えてきて、現れてくるのが「散骨や永代供養」といった形になつて現れてきます。

「墓」のありようから考察した様々な問題点は一種の社会問題であり、あなたやあなたの家族だけで解決できないことも多々あるでしょう。しかし、これらの問題点も含めて終活を単独ではなく、「誰かと」共に考え、進めていくことが重要なことがあります。

● 永代供養：永代とは半永久という意味ではなく期限があること。期限には法的な概念が無い。

● 樹木葬：交通の便の悪い場所に設置されていることが多い、遺族がそこを訪れるのが大変。

良いのか？



「墓」のありようから考察した様々な問題点は一種の社会問題であり、あなたやあなたの家族だけで解決できないこともあります。しかし、これらの問題点も含めて終活を単独ではなく、「誰かと」共に考え、進めていくことが重要なことがあります。

年金の基本を知つておこう



会社員も国民年金に加入している！



会社員も国民年金にも加入していることをご存知ですか？

年金見込み額試算額を見たことがありますか？

終活を考え、これからを生きていこうと、「老後の生活」として、「いつた

い、いくらの生活資金が確保できるのか」を考えおく必要があります。

その中で、自分の年金がいつたいどの位なるのかを確認する方法をご存知でしょうか？

「ねんきんネット」のホームページで自分の年金見込み試算額を確認することができます。

将来は年金生活になるけれど、正直年金のことはよくわからないという方は多いのではないか。年金保険料だけが控除されているので、勘違いしがちですが、会社員は、厚生年金被保険者なのです。つまり年金を厚生年金と国保の両方からもらえるということになります。

これは、平成28年10月からパート等に社会保

あっても、国民年金加入の自営業の方よりも、会社員のほうがもらえる年金額が多くなるとも言えます。

知つておくと得する豆知識として、国民年金保険料は、毎月定額で月額1万6260円（平成28年度）ですが、厚生年金保険料は、給与の等級

28年度）ですが、厚生年金保険料は、給与の等級

で決まる「標準報酬月額」に応じた保険料を個人と

会社で折半負担します。

そのため、標準報酬月額の金額によつては、国民保険より保険料が安くなる場合があります。

例えば、「標準報酬月額」が18万円であれば、月額

1万6045円（平成28年8月まで）なので、「標準報酬月額」が18万円

以下の場合は、国民年金保険料より安い厚生年金

保険料で、将来厚生年金

分が上乗せされてもらえ

ることになります。

ついて3つの点を、説明

奥さんを扶養家族に入れても、社会保険料は変わらない？

社会保険料は、原則4ヶ月の給与の等級に当てはめた「標準報酬月額」によって計算され、毎月同じ額の保険料が控除されています。

そんな中、結婚して奥さんを扶養（国民年金第3号、健康保険の扶養）に入れるケースや、子どもが就職して扶養から削除すると言つたことがあります。そうした家族の状況の変化に伴つて、控除される金額が変わるのです。

答えは、NO。扶養の変動に伴つて、毎月給与から控除される社会保険料が変わることはあります。

それでは、配偶者の保険料は一体誰が負担しているのか。どこからも控除しないのに、妻の年金などはしっかりと発生しているのにという疑問が生じます。

実は、配偶者等の年金等は、厚生年金に加入している日本全国の「会社員全員」で負担しているのです。徴収した厚生年金保険料分の全体から、国民年金に必要な分を拠出しているイメージです。

身近なところでは、大学生のときに免除申請を忘れていてそのまま、といふことも少なくないのではないか。

会社を退職して再就職するまで国民年金を払わずに未納となつてしまつているケースもよくあります。当然、未納期間があれば、将来の年金はその分減らされるわけですが、国民年金の場合は、どのくらい減額されるかは気にな

国民年金の未納機関、年金はどれだけ減る?

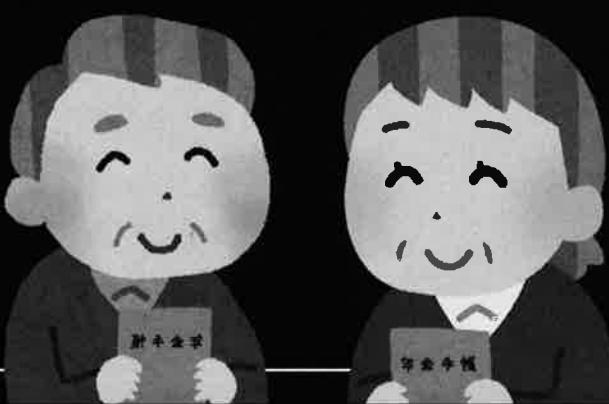
本来、年金は1日の空白もなく加入しなければならないのですが、事情があつたり忘れていたりして、保険料を払つていないう時期があるというケンスは結構あるのが実態のようです。数年前にも政治的に問題になりましたので、ご承知の方も多いと思います。

りります。これらを含めて『ねんきんネット』で確認をしておいたほうがよさそうです。

ちなみに、会社を退職して所得が少なく、「国民年金保険料を払えない」といったときは、保険料免除や納付猶予が活用できる場合があります。未納と免除では、将来の年金の反映のされ方はもちろん

ん、万が一障害を負ったときなどでも大きな差があります。万が一、保険料を払えない場合は、免除などを活用できるので、区役所窓口で相談されると良いと思います。

年金は、知らないと損をすることがたくさんあります。まずは、誕生月に届く年金定期便や『ねんきんネット』を活用し、ご自身の年金記録をじっくり確認してみてはいかがでしょうか。



参考記事
東洋経済ONLINE
2016年8月16日
年金の基本を知ると
【損得】まで見えてくる!
を参考



北九州遠賀葬祭業協同組合
事務局 株式会社イフケア北九州内
北九州市小倉南区葛原5丁目4番20号
Tel.093-472-4545

編集責任者：戸高 正郁 編集者：角田 周一・原田貴之・有門 奈美・松田 伸二 編集事務局：神田 紀久男

気になっていることがありますたらご連絡下さい。ご意見などがありましたらお電話で受け付けております。
事前相談承っております。

■組合加盟社

- ・(株)阿部光林社 tel.093-641-3333
- ・(有)公益社 tel.093-245-0204
- ・(株)光善社 tel.093-761-2559
- ・(有)小倉丸喜 tel.093-931-4626
- ・(株)小宮葬祭 tel.093-661-4444
- ・(株)芦屋葬祭 tel.093-222-1555
- ・(有)みのや葬礼社 tel.093-201-0283
- ・(有)積善社 tel.093-321-4418
- ・(有)曾根葬儀社 tel.093-471-6376
- ・(有)中村組葬儀社 tel.093-941-1411
- ・(有)博善社 tel.093-921-1291
- ・(有)行橋造花店 tel.0930-22-1507